

<申請書作成支援ソフトウェアに関する質疑応答>

●不動産登記申請情報の作成について

Q. 不動産登記規則第67条（登記識別情報の提供の省略）の適用がある登記の申請をする場合で、1件目が所有権の移転の登記、2件目が抵当権の設定の登記を申請するとき、2件目の申請書の「義務者」事項欄内の「登記識別情報の提供の有無」は、「有り」「無し」いずれを選択すべきか。

A. 「有り」を選択願います。

Q. 不動産登記規則第67条（登記識別情報の提供の省略）の適用がある登記の申請をする場合で、1件目が抵当権の移転の登記、2件目が抵当権の登記の抹消を申請するとき、1件目の申請の際登記識別情報の通知を希望しないとすると、2件目の申請書の「義務者」事項欄内の「登記識別情報の提供の有無」は、「有り」「無し」いずれを選択すべきか。

A. 「無し」を選択し、「登記識別情報を提供できない理由」として「不通知」と入力願います。

Q. 同一の不動産についていわゆる連件申請をする場合、2件目以降の申請書の不動産の表示中、地目・地積等は省略することができるか。

A. 不動産登記令第6条（不動産識別事項を提供することによる申請情報の一部の省略）に規定する場合を除き、地目・地積等は省略することはできませんので、2件目以降の申請書についても、入力をお願いします。

Q. 相続による所有権の移転の登記を申請する場合、申請書の「相続人」事項欄内の「被相続人」に被相続人の氏名のみを入力し「表示」ボタンを押下すると、当該氏名のみが表示され「被相続人」の表示がされないため、これを表示させ被相続人を明確にするために、当該氏名の前に被相続人と入力しなければならないか。

A. 特段入力しなくとも差し支えありません。

Q. 「不動産の指定方法」の「オンライン物件検索」又は「物件情報直接入力」で「区分建物（一棟）」の事項欄を表示させ、申請情報の入力をする場合、「敷地番」欄への入力は、30文字より多く入力するとエラーとなるが、このような場合は、31文字目から「換地等の記載」欄に入力することで差し支えないか。

A. 差し支えありません。

●登記識別情報関係様式について

Q. 登記権利者が複数いる場合，登記識別情報提供様式の内容入力画面で，登記権利者の項目はどのような入力をすればよいか。

A. 登記権利者全員の氏名を「スペース」「，」等で区切って併記してください。

●その他

Q. 添付情報に電子署名を付した時点では有効な電子証明書であったが，法務省オンライン申請システムに到達した時点では無効な電子証明書である場合の取扱いはどのようなになるか。

A. 委任情報については，法務省オンライン申請システムに到達した時点で有効でなければなりませんので，却下の対象となります。委任情報を除く添付情報については，電子署名を行った時点で電子証明書が存在し，有効なものであればよく，したがって，法務省オンライン申請システムに到達した時点で無効であっても差し支えありません。